

岩手県告示第512号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年8月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年8月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社インテリアヤハバ
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西松園四丁目20番5号
 - ウ 代表者の氏名 矢羽々努
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第8151号
 - (3) 処分の内容 大工工事業及び屋根工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年7月8日付けで大工工事業及び屋根工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年8月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社エイワケネル
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下飯岡21地割93番地
 - ウ 代表者の氏名 永島紫雨子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-1）第20031号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年6月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年8月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社エコシステム
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市緑が丘四丁目1番63号
 - ウ 代表者の氏名 芳賀勉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-3）第20466号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年7月20日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年8月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 企業組合創進いわて
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮二丁目11番8号
 - ウ 代表者の氏名 長谷川清美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第20520号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一

般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年6月16日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和4年8月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 千吉建業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市米崎町字佐野205番地5

ウ 代表者の氏名 小田島直樹

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第90172号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年8月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和4年8月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社田野畑リサイクル

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡田野畑村一の渡118番地4

ウ 代表者の氏名 東千枝

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第130014号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年8月1日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。